

春秋航空日本株式会社からの混雑空港（関西国際空港）運航許可申請に係る審議（第1回）

1. 日 時

平成28年8月25日（木） 10時30分～11時20分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

航空局：大沼航空事業課長ほか
事案処理職員：運輸審議会審議室 川崎、木村

4. 議事概要

- 航空局が春秋航空日本株式会社（以下「春秋日本」という。）からの混雑空港（関西国際空港）運航許可申請の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ①投資ファンドが株主に含まれているが、そのファンドの投資家にさかのぼってみても外資規制の基準を満たしているのか。
 - ②新たに関西国際空港に乗り入れる計画だが、メンテナンスの拠点はどうか。
 - ③春秋日本が関西国際空港から中国本土への路線を開設する計画はあるのか。
 - ④春秋航空の日本路線
 - ⑤春秋日本が新たに国際線を開設する余地
 - ⑥春秋日本を含むLCCのサービスに対する評判等についての質問があった。

これに対し、航空局からは、

- ①投資ファンドの個々の投資家については全て外国籍ではないことは確認しており、航空法上の外資規制（1/3未滿）を満たしていると判断し、

事業許可を行っている。

- ②メンテナンスの拠点には変更がなく、成田におくと聞いている。
- ③春秋航空が既に関西国際空港に就航しており、補完関係にあるので、現時点では春秋日本が関西国際空港から中国本土への路線を開設する計画はないのではないかと思う。
- ④春秋航空は、関西国際空港、中部国際空港、新千歳空港、茨城空港、高松空港、佐賀空港、羽田空港（夜間便）の路線に就航している。
- ⑤成田の発着枠の状況に鑑みると、春秋日本が成田からさらに国際線を開設する余地はあると考える。
- ⑥航空各社のサービスについて航空局にも苦情等が寄せられているが、LCCの提供するサービスと利用者が期待するサービスに差があった時に苦情となり、LCCのサービス自体に問題がある訳ではないケースもある。件数についても、運航便数に比例する部分もあり、LCCのサービスについて評価するには更なる分析が必要だと考える。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。